

制度改正が実施されました！！

- 野菜価格安定制度へ加入する生産者（未加入者も含む。）が収入保険制度に初めて加入する場合（新規加入者）は、1年目及び2年目に限り野菜価格安定制度との同時利用（重複加入）することが可能となりました。※ 既存加入者は対象となりませんのでご注意ください。

（令和3年11月24日付け農林水産省農産局 作物園芸課 価格班 事務連絡）

【00年11月に新規加入した生産者等の例】

（1）同時利用（重複加入）可能期間	（2）同時利用（重複加入）不可能期間
<ul style="list-style-type: none"> ・ 00年+1年の1月～12月…加入期間1年目 ・ 00年+2年の1月～12月…加入期間2年目 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 00年+3年の1月～12月 …<u>加入期間3年目以降、同時利用は出来ません。</u>